

○大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

平成18年4月1日

規則第54号

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 審査会(第2条—第10条)

第3章 特例介護給付費の額等(第11条・第12条)

第3章の2 指定自立支援医療機関(第12条の2)

第4章 地域生活支援事業(第13条)

第5章 障害支援区分の認定に関する資料の提示(第14条—第21条)

第6章 雑則(第22条・第23条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の施行について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)、大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成18年条例第6号。以下「条例」という。)その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平25規則32・一部改正)

第2章 審査会

(合議体)

第2条 法第15条の規定により設置する介護給付費等の支給に関する審査会(以下「審査会」という。)に、令第8条第1項に規定する合議体(以下「合議体」という。)を4以内置く。

- 2 1の合議体を構成する委員は、5人以上9人以下とする。
- 3 合議体の長は、当該合議体の会務を総理し、その所属する合議体を代表する。
- 4 合議体の長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 合議体の会議の定数は5人とし、当該合議体を構成する委員の数が5を超える合議体にあつては、合議体の長のほか、当該合議体を構成する委員のうちから交替制によりあらかじめ決められた委員が会議に出席するものとする。この場合において、あらかじめ定められた委員の出席が困難なときは、当該出席が困難な委員と同じ合議体に所属する委

員が替わって出席するよう努めなければならない。

(委員の除斥)

第3条 委員は、当該審査判定業務に係る障害者が次に掲げる場合に該当するときは、当該判定に加わることができない。

- (1) 委員の配偶者又は2親等以内の親族である場合
- (2) 委員が役員を務め、又は勤務する法人等が経営する障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスを受けている場合
- (3) 委員が法第20条第2項の規定による調査に従事した場合

(調整会議)

第4条 審査会を円滑に運営するために調整会議を置き、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 審査判定業務に関し、各合議体の中で調整が必要な事項
 - (2) 審査判定業務に関し、特に留意すべき事項
 - (3) 前2号のほか、特に協議を要する事項
- 2 調整会議は、会長及び会長が指名する委員5人以内をもって構成する。
 - 3 調整会議は、会長が招集する。
 - 4 調整会議は、これを構成する委員(会長を含む。)の過半数が出席しなければ、開催することができない。
 - 5 調整会議は、会長又は令第6条第3項の規定により会長の職務を代理する委員が出席しなければ、開催することができない。
 - 6 調整会議の議長は、会長が務める。

(秘密を守る義務)

第5条 委員は、職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第6条 審査会の会議は、公開する。ただし、合議体の会議及び調整会議は、公開しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長が必要があると認めるときは、議決により審査会の会議を公開しないことができる。

(議事録)

第7条 審査会及び合議体の会議を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 開会及び閉会に関する事項

- (2) 出席委員の氏名
 - (3) 委員を除くほか、出席した者の氏名
 - (4) 議事要旨
 - (5) 質問又は討論した者の氏名及びその要旨
 - (6) 議決事項
 - (7) その他特に記載を必要とする事項
- 3 委員は、議事録に記載した事項について異議があるときは、会長にその旨を述べるものとし、会長は、その採否を会議に諮って決定する。
- 4 前条第2項の規定により非公開とされた会議の議事は、議事録に記載しない。

(公印)

第8条 審査会の会長の公印は、次のとおりとする。



書体 てん書

方 21ミリメートル

2 前項の公印は、福祉子ども部障害福祉課が保管する。

(平20規則28・一部改正)

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、福祉子ども部障害福祉課において処理する。

(平20規則28・一部改正)

(委任)

第10条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第3章 特例介護給付費の額等

(特例介護給付費等の額)

第11条 法第30条第3項又は法第51条の15第2項の規定により市町村が定める額は、これらの項の規定により市町村が当該額を定める際の基準とされている額とする。

(平24規則48・一部改正)

(介護給付費等の額の特例)

第12条 法第31条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用する法第29条第3項又は法第30条第2項に規定する市町村が定める額は、当該特別の事情に応じて別に定める。

(平24規則48・一部改正)

第3章の2 指定自立支援医療機関

(平19規則57・追加)

(指定自立支援医療機関の公示)

第12条の2 法第69条の規定による公示は、同条各号に規定する指定、届出、指定の辞退又は指定の取消し(以下この条において「指定等」という。)に係る指定自立支援医療機関に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 当該指定等に係る指定自立支援医療機関の名称及び所在地
- (2) 当該指定等に係る自立支援医療の種類
- (3) 当該指定等の年月日

(平19規則57・追加)

第4章 地域生活支援事業

(平18規則124・追加)

(事業の名称及び利用者負担額)

第13条 本市が法第77条第3項の規定により行う地域生活支援事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 障害者日中一時支援事業
- (2) 心身障害者訪問入浴サービス等事業
- (3) 障害者更生訓練・就職支度費給付事業
- (4) 点字・声の広報発行等事業
- (5) 身体障害者自動車操作訓練費助成金交付事業
- (6) 身体障害者用自動車改造費助成事業
- (7) 重度身体障害者緊急通報システム事業

2 条例第6条第2項に規定する規則で定める地域生活支援事業は、次の各号に掲げる事業とし、当該事業において利用者が負担する費用の額(以下「利用者負担額」という。)は、当該各号に定める額とする。

- (1) 日常生活用具給付等事業 法に基づく補装具費の支給の例により算定した額。ただし、市長が別に定める日常生活用具を給付する場合にあっては、無料とする。
- (2) 障害者移動支援事業 30分当たり50円
- (3) 障害者日中一時支援事業 その要した費用の1割相当額
- (4) 心身障害者訪問入浴サービス等事業 1回当たり500円
- (5) 障害者等入院時意思疎通支援員派遣事業 その要した費用の100分の5に相当する額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前項各号に規定する利用者負担額は、市長が必要と認める場合には、その一部若しくは全部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(平18規則124・追加、平22規則58・平25規則32・平26規則46・一部改正)

第5章 障害支援区分の認定に関する資料の提示

(平18規則124・旧第4章繰下、平24規則48・平26規則46・改称)

(サービス等利用計画案又はサービス等利用計画の作成のための資料の提示)

第14条 条例第7条第1項の規定により提示することができる障害支援区分の認定に関する資料(以下「認定等資料」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 障害支援区分認定調査票
- (2) 障害支援区分認定医師意見書
- (3) 障害支援区分認定結果通知書

(平18規則124・旧第13条繰下、平24規則48・平26規則46・一部改正)

第15条 条例第7条第1項の規則で定める者は、民法(明治29年法律第89号)に規定する法定代理人とする。

(平18規則124・旧第14条繰下)

第16条 条例第7条第1項の請求をすることができる者は、指定特定相談支援事業者の理事長又は当該事業者の代表者とする。

2 条例第7条第1項の請求をしようとする者は、福祉事務所長に対して、所定の様式による申請書を提出するとともに、自己が前項に規定する者に該当することを証明するために必要な書類で福祉事務所長が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(平18規則124・旧第15条繰下、平24規則48・一部改正)

第17条 福祉事務所長は、条例第7条第1項の請求があったときは、当該請求のあった日の翌日から起算して14日以内に、当該請求に係る認定等資料を提示する旨又は提示しない旨の決定をしなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の決定をしたときは、当該請求をした者(以下「提示請求者」という。)に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 福祉事務所長は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、条例第7条第1項の請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、福祉事務所長は、速やかに当該延長の期間及び理由を書面により提示請求者に通知しなければならない。

(平18規則124・旧第16条繰下)

第18条 認定等資料の提示は、閲覧又は写しの交付の方法により行う。

2 閲覧の方法により認定等資料の提示を受ける場合にあつては、当該認定等資料を閲覧することができる者は、当該障害者等のサービス等利用計画案又はサービス等利用計画

を作成することができる指定特定相談支援事業者の職員に限るものとする。

- 3 前項の場合において認定等資料を閲覧する者は、その認定等資料を改ざんし、汚損し、又は破損することのないよう丁寧に取扱わなければならない。
- 4 福祉事務所長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者があるときは、その者に対し、職員をして、認定等資料の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

(平18規則124・旧第17条繰下、平24規則48・一部改正)

第19条 前条第1項の規定による認定等資料の写しの交付部数は、1部とする。

- 2 認定等資料の写しを交付する場合は、その写しに「障害支援区分認定等資料」の表示を行うものとする。
- 3 前条第1項の規定により、認定等資料の交付を受ける者は、その写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(平18規則124・旧第18条繰下、平26規則46・一部改正)

(医師等の意見に係る書面を記載した医師等に対する資料の提示)

第20条 条例第7条第2項の規定により提示することができる資料は、障害支援区分認定結果通知書に記載された認定結果とする。

- 2 条例第7条第2項の請求をしようとする医師等(以下「提示請求医師等」という。)は、法第21条第2項に規定する意見に係る書面を記載する際に、資料の提示を請求する旨をあわせて記載しなければならない。
- 3 福祉事務所長は、障害者等に対し障害支援区分の認定結果を通知したときは、その通知した日の翌日から起算して14日以内に提示請求医師等に資料の提示の可否を通知しなければならない。この場合において、資料を提示する旨の決定をしたときは、提示請求医師等に対する当該資料の送付をもって当該通知に代えるものとする。

(平18規則124・旧第19条繰下、平24規則48・平26規則46・一部改正)

(指定一般相談支援事業者等に対する資料の提示)

第21条 条例第7条第3項の規定により提示することができる資料は、障害支援区分認定結果通知書に記載された認定結果とする。

- 2 条例第7条第3項の請求をしようとする指定一般相談支援事業者等(以下「提示請求事業者等」という。)は、所定の様式による申請書を福祉事務所長に提出しなければならない。
- 3 福祉事務所長は、条例第7条第3項の請求があったときは、当該請求のあった日(当該日が障害者等に対し障害支援区分認定の結果を通知した日より前であるときは、その通知した日)の翌日から起算して14日以内に、提示請求事業者等に資料の提示の可否を通知しなければならない。この場合において、資料を提示する旨の決定をしたときは、提示請求事業者等に対する資料の送付をもって当該通知に代えるものとする。

(平18規則124・旧第20条繰下、平24規則48・平26規則46・一部改正)

第6章 雑則

(平18規則124・旧第5章繰下)

(備付帳簿)

第22条 福祉事務所長は、次に掲げる帳簿を備えなければならない。

- (1) 介護給付費等支給決定者台帳
- (2) 自立支援医療費支給認定者台帳

2 福祉事務所長は、前項の帳簿を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製することができる。

(平18規則124・旧第21条繰下)

(その他)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

(平18規則124・旧第22条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月29日規則第124号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年4月1日規則第28号)抄
(施行期日等)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年4月1日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第48号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日規則第32号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第46号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。